

国立大学法人信州大学と信州大学生生活協同組合との災害時における相互協力に関する協定

国立大学法人信州大学（以下「甲」という。）と信州大学生生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関する協定を、以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合で、かつ、甲が設置する信州大学の構成員及び信州大学への避難住民に対する支援が必要な場合に、甲及び乙が相互に協力して、当該支援を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、支援が必要な場合に、乙に対して、以下に掲げる事項を要請することができる。

- 一 飲料、食料その他生活必需物資（以下「飲料等」という。）の提供
- 二 食堂等の施設の提供
- 三 食器の提供
- 四 器具及び運搬車両の提供
- 五 労務の提供

（協力の実施）

第3条 乙は、甲からの要請に対して、全国の大学生協ネットワークの協力を得ながら、積極的に応えるものとする。

（協力の期間）

第4条 乙の協力の期間は、7日以内とする。ただし、甲及び乙が協議の上、当該期間を延長することができる。

（協力要請及びその回答手続）

第5条 協力要請及びその回答は、事前に文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により行うことができるものとし、その後速やかに文書を相手方へ送付するものとする。

（情報の提供）

第6条 甲及び乙は、災害に関する情報を相互に提供するものとする。

（費用の負担）

第7条 飲料等の提供に係る費用の負担については、甲及び乙が協議の上、決定する。

（飲料等の管理）

第8条 乙は、飲料等を乙の店舗等において適切に管理するものとする。

（在庫状況の報告）

第9条 甲は、乙に対して、飲料等の在庫状況について報告を求めることができる。

（緊急連絡網の構築）

第10条 甲及び乙は、災害時に備え、緊急連絡網を構築するものとする。

（防災訓練等への参加）

第11条 乙は、甲の開催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

2 甲は、防災訓練等の実施に当たっては、事前に乙に文書により案内するものとする。

（協定の期間及び更新）

第12条 この協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から別段の申し出がないときは、1年毎に自動更新されるものとする。

（雑則）

第13条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じ、又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成25年3月29日

甲 国立大学法人信州大学長

山沢清人



乙 信州大学生生活協同組合

理事長

澤木幹栄

